

## 農地法第4条・5条の規定による許可申請に必要な書類

申請に必要な書類一式				
必要書類	部数	添付書類の申請・取得	申請者 チェック	事務局 チェック
農地法第4条の規定による許可申請書 農地法第5条の規定による許可申請書	2部(4条) 3部(5条)	農業委員会		
土地登記簿謄本(登記事項全部証明書) 公図の写し	各1部 (発行3カ月以内原本)	法務局		
配置図・見取図・平面図等	1部	設計士等		
資金計画書	1部	農業委員会		
預金残高証明書(自己資金ありの場合) 融資証明書(借入ありの場合)	各1部	金融機関等		
印鑑証明書(実印押印の場合)	1部	市町村住民登録担当課		
本人確認書類(本人窓口申請の場合)		申請者にて準備		
確認事項	1部	農業委員会		

その他必要に応じて必要な書類				
必要書類と必要な場合	部数	添付書類の申請・取得	申請者 チェック	事務局 チェック
内面積確認書 未分筆で内面積申請の場合	1部	農業委員会窓口		
求積図 分筆測量図 未分筆で内面積申請の場合	1部	測量士等		
住民票抄本 譲受人が南城市外住所の場合	1部	市町村住民登録担当課		
住民票抄本 戸籍附票 譲渡人の現住所が登記簿記載の住所と異なる場合	1部	市町村住民登録担当課		
法人登記簿謄本 定款の写し 譲受人が法人の場合	1部	各法人		
事業計画書 転用目的が資材置場・駐車場の場合	1部	農業委員会窓口		
委任状 申請人以外の代理申請の場合	1部	農業委員会窓口 *独自の様式でも可		

※申請内容により確認のための資料を上記以外に別途要求する事があります。

※申請締め切り日は 毎月10日(土日祝日等の閉庁日にあつては翌開庁日)になります。

※書類の内容に不備がある、不足がある等の場合は申請受付できませんのでご注意ください。

※開発許可等他法令での許可等を要する場合、転用許可に日数を要する場合があります。

お問い合わせ先 南城市農業委員会事務局 TEL: 098-917-5359 (直通)